

◆ 長期規制車からポスト新長期規制適合車への買換導入助成 (NEW)

NOx・PM数値の削減及び温室効果ガスであるCO₂排出削減を目的として、三重県のNOx・PM法対策地域内における長期規制車をポスト新長期規制適合及び平成27年度燃費基準達成車へ買換導入した場合、その買換費用の一部を助成します。

【助成対象】 H25. 4. 1 ~ H26. 1. 31迄に導入完了する車両であり支払い等がH26. 1. 31迄のもの(初度登録)

☆導入車両 ①車両総重量11トン以上の普通貨物自動車
②三重県内のNOx・PM対策地域内にある認可営業所に配置
※車両型式アルファベット識別記号 (例) LDG-,SDG-,LKG-,QKG-等他

☆廃車車両 ①車両総重量11トン以上の普通貨物自動車
②使用の本拠の位置が三重県内のNOx・PM対策地域内にある長期規制車
③走行距離が80万キロ以内のもので、解体抹消したもの
(普通貨物自動車の平均走行距離が100万キロで、買い換え促進対策であるため)
※車両型式アルファベット識別記号 (例) KL-,HM-,KK-,HF-等他

【申請期間】 H25. 4. 1 ~ H26. 1. 31 (予算枠に達した場合、受付は終了します)

※事業完了日から **3ヶ月以内** に申請して下さい

○事業完了日とは

一括購入 → 支払日
割賦購入・リース → 車検証の登録日

<26. 1. 31まで受付が継続された場合の取り扱い>

領収書・振込通知書が1/31の申請締切日に間に合わない場合は、締切日迄に申請書のみ先に提出し、領収書等の添付書類は2月中旬迄に提出して下さい。(領収書・振込通知書は1月末迄の日付に限ります)

<p>【助成金額】</p> <p>1台につき30万円 <u>1社につき5台(上限)</u></p> <p>【導入方法】 一括購入／割賦購入／リース等</p> <p>※ポスト新長期規制適合車導入助成との併用はできません。</p>	<p>【申請書類】 <u>導入及び支払い完了後に協会へ申請</u></p> <p>①助成申請書 ②請求明細書(写)・・・購入時のみ添付 ③車検証(写) ④廃車車両の詳細登録事項等証明書(永久抹消登録が完了したことを証明できるもの) ⑤H25.2.1以降に支払った直近の社会保険事務所発行の「納入告知額領収書」(写) ⑥下記のいずれかのもの(いずれも車番が確認できること) 一括購入⇒ 領収書(写)又は振込通知書(写) 割賦購入⇒ 領収書(写)又は割賦販売契約書(写) リース ⇒ リース契約書(写)</p>
--	---

一般社団法人 三重県トラック協会
会 長 西 野 衛 殿

住 所
事業者名
代表者名

⑩

『長期規制車からポスト新長期規制適合車へ代替え導入助成申請書』

長期規制車からポスト新長期規制適合車への代替え導入助成事業について、貴協会の助成を受けたく下記のとおり報告・助成金交付申請いたします。

助成金額 _____ 円

1. 申請明細書

登録年月日	車両登録番号	型 式	車両総重量	助成額
平成 年 月 日			Kg	円
			Kg	円
			Kg	円
			Kg	円
			Kg	円
合 計			台	円

※ 助成金額 車両総重量11t以上：30万円

※ 1社5台を上限とする。

※ 同じ車両での「ポスト新長期」と「長期規制車からポスト新長期規制適合車への買換助成」の両方での申請は出来ません。

2. 添付書類

- ① 請求明細書(写)・・・購入時のみ添付
- ② 車検証(写)
- ③ 廃車車両の詳細登録事項等証明書(写)・・・廃車する車両は走行距離が80万km以内であること
- ④ 【一括購入】→領収書(写)又は振込通知書(写)・・・車番が確認出来ること
【割賦購入】→領収書(写)又は割賦契約書(写)・・・ //
【リース】→リース契約書(写)・・・ //
- ⑤ 直近の社会保険事務局発行の「保険料納入告知額・領収済額通知書」(写)
(但し、平成25年2月以降に支払ったもの)

3. 助成金の振込先

振込先金融機関名	口座名義	口座番号
	(フリガナ)	普通・当座
支店		No. _____

担当者名

連絡先 TEL () - _____

申請期限 平成26年1月31日(必着)